

岩手県告示第134号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年2月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年1月13日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社伊俊建設
    - イ 主たる営業所の所在地 東磐井郡藤沢町黄海字川口沖93
    - ウ 代表者の氏名 伊藤俊男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第536号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年1月9日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年1月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社鎌田建設
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字前田63番地の3
    - ウ 代表者の氏名 鎌田千一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第665号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年1月8日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年1月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 工藤建設
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字軽米第8地割138番地
    - ウ 代表者の氏名 工藤富夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第1358号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年1月23日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年1月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 北日本設備工業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字橋本82番地
    - ウ 代表者の氏名 安部富二夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第4306号
  - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月28日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年1月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高橋重機有限公司

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第15地割431番地1

ウ 代表者の氏名 高橋福三郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第6907号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月28日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年1月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限公司一里坂

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町二日町字北七久保186番地5

ウ 代表者の氏名 常石茂博

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第8867号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月13日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年1月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社長谷川建設

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字本宿97番地5

ウ 代表者の氏名 長谷川順一

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第877号

(3) 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年1月7日付で左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。